

一般財団法人岡山市勤労者サポートプラザ特約指定店登録基準要綱

1. この要綱は、一般財団法人岡山市勤労者サポートプラザ（以下「この法人」という。）の会員、家族及びその同伴者（以下「会員等」という。）が商品またはサービス等を一般価格より低料金で購入または利用することにより、会員等の福利厚生向上に資する特約指定店の登録基準を定めるものである。
2. 特約指定店に登録しようとする者は、別紙「特約指定店（登録・変更・抹消）申込書」をこの法人に提出するものとする。
3. 次に掲げるものに該当すると認められる場合は、特約指定店として登録しない。既に登録している場合は、登録を取り消すものとする。
 - (1) この法人の目的に反するもの
 - (2) 公正または真実ではないもの
 - (3) 会員等に不利益を与えるもの
 - (4) 一般料金が不明確であるものまたは利用者に明示されていないもの
 - (5) 主務官庁の許可または認可を受けていないもの
 - (6) 児童及び青少年に与える影響を考慮しないもの
 - (7) 品位を損ない、または健全な風俗習慣を尊重しないもの
 - (8) 公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
 - (9) 政治活動、宗教活動、意見広告または個人の宣伝に関わるもの
 - (10) 公序良俗に反するおそれのあるもの
 - (11) 法令に違反するおそれのあるもの
 - (12) その他内容が不適切であるもの
4. 会員等が特約指定店で購入または利用する場合は、原則としてこの法人発行の会員証を提示するものとする。
5. 特約指定店に登録された者は、会員等に誠意をもって接遇し、会員等との間で発生した問題は、責任をもって解決しなければならない。
6. 特約指定店に登録した場合、会員等に周知するため、この法人の会報に1回掲載するとともに、ガイドブック、ホームページに掲載するものとし、特約指定店は、この法人発行のシール等を掲示しなければならない。
7. 特約指定店の登録については、無料とする。
8. 特約指定店の登録の内容を変更する場合は、別紙「特約指定店（登録・変更・抹消）申込書」を再度この法人に提出するものとする。
9. 特約指定店の期限については、特に定めのないものとし、特約指定店の登録を抹消する場合は、別紙「特約指定店（登録・変更・抹消）申込書」をこの法人に提出、もしくは電話等簡便な方法で抹消の旨をこの法人に連絡するものとする。
10. その他、当要綱の運用に当たり必要な事項は、理事長が別に定める。

事務局長	事務局長代理	課長	係長・主査	係員	担当

受付印	
-----	--

特約指定店（登録・変更・抹消）申込書

令和 年 月 日

一般財団法人岡山市勤労者サポートプラザ理事長 様

所在地 _____

事業所名 _____

代表者名 _____ ㊞

貴団体の特約指定店登録基準要綱に同意のうえ、次のとおり特約指定店の（登録・変更・抹消）を申し込みます。

会員・提携

店舗名				MAP
所在地	〒 - ☎ () - FAX () - URL http:// E-mail: 担当者役職・氏名			
営業時間			定休日	
特約サービス	品目	一般料金	割引額・割引率等	適用
				会員・家族・同伴者
				会員・家族・同伴者
備考	○クレジット決済 可・不可 ○他の特典との併用 可・不可 その他 ()			
登録抹消	平成 年 月 日をもって登録を抹消します。			